

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和３９年香川県規則第１９号。以下「規則」という。）第１６６条の規定により公告する。

令和７年６月２７日

香川県立多度津高等学校長 琢磨 雅人

１ 入札に付する事項

（１） 借入物件名及び数量

電話交換設備一式

（２） 借入物件の要求諸元

仕様書による

（３） 納入場所

仕様書による

（４） 納入期限

令和７年９月１日に使用可能な状態で納入完了すること

（５） 借入期間

令和７年９月１日～令和１４年８月３１日（８４ヶ月）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３に基づく長期継続契約

翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、この契約は、変更又は解除する。

（７） 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この場合の「見積もった契約金額」とは、借入期間中における賃借料の総額とし、入札金額積算内訳書に月額を記載すること。また、当該賃借料の総額は、電話交換設備一式に係る一切の諸経費を含めて見積もること。

２ 契約書作成の要否

要

３ 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和7年7月15日午後4時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：tadotsuko@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和7年6月27日から令和7年7月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後4時）

郵便番号 764-0011

香川県仲多度郡多度津町栄町一丁目1番82号

香川県立多度津高等学校 事務室

電話番号：0877-33-2131

FAX番号：0877-33-2132

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、「入札説明書等交付申請書」を上記の場所に提出すること。また、上記記載の場所で交付を受けることが困難である場合は、以下の交付請求先メールアドレス宛に「入札説明書等交付申請書」をメールで送付すること。

交付請求先メールアドレス：tadotsuko@pref.kagawa.lg.jp

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年7月4日午後4時までに4に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書はFAXによる送付も可とする。ただし、FAXした旨を電話で連絡すること。）

回答は、令和7年7月8日までに本入札に係る入札説明書を交付した者全てに対して、FAXで行う。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和7年7月15日 午後4時

(2) 開札の日時

令和7年7月16日 午前9時

(3) 開札の場所

香川県立多度津高等学校 事務室

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年7月9日午後4時までに入札（契約）保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和7年7月10日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である

こと。

- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (5) 応札しようとする物件が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。
- (6) 本公告に示した借入物件及び数量を、当該物件の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
- (7) 本公告に示した借入物件に係る据付及び調整の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 本公告に示した借入物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

なお、当該維持補修サービスの拠点は、借入物件の納入場所から2時間以内に到達できる場所にあること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(5)(6)(7)、(8)の要件を満たすことを証明する書類を令和7年7月9日午後4時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和7年7月9日までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年7月10日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

（１） 詳細は、入札説明書による。

（２） 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。